に會十代崎し　組背は支しに　平るり近て事故に給低　當決業諸れし　吾會表回六ので店

で再び幹部會を開いたが矢張り十四日の回答より讓歩出來ず之を敢行說明して職工側の諒解を求むる事となつたので十六日午前九時半代表者を招致して西崎常務から第一回の回答案以外讓歩が出來ない旨を申渡したが代表者六名は直に工場に引取り協議の結果更に十二名の賃行委員を選び嘆願書を要求書に改め團體交涉權の內容を左の如くし他は第一、第二回同樣のヶ條を提出し回答を十七日午前十時と限定した。

要求書

第一條　團體交涉權を容認されたき事

內容　賃銀の協定、時間の協定
工場の設備、解雇條件

（他は前回に同じ）

此日（十六日）より工場に入た職工は怠業狀態に陷り工場內で勞働歌さへ謠ふ者があつて形勢穩かならぬものがあつた、斯くて會社側は前二回に回答した以外新たに讓歩する由もなかつたが西崎常務は午後三時總本店に赴いた、果して十七日午前十時の第三回の回答日には十二名の賃行委員を應接所に招き西崎常務より會社の第一回の回答以外讓歩出來ず固き決心なる旨を述べた、之れに對し職工側委員は直に左の新要求を提出し卽答を求めた

新要求

一、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は休業せんとする時日より三日前に於て賃行委員に通告すべき事

二、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は其の期間內一日一人に對し平均日收を支給すべき事

三、臨時職工は今度の爭議に對して本職工と行動を共にす本決議に對し不都合と認め臨時職工雇入當時の契約期間滿了せざるに於て解雇する場合は右契約期間の賃銀を支拂ふべき事

右の新要求を提出するや委員等は一旦工場に引揚げ午後四時に至り西崎常務は十二名の賃行委員を更に應接所に招き

「會社は臨時休業するかせぬかは未定であるが會社が職工に拘束される樣な常軌を逸したる要求には斷じて承認を與へる事が出來ぬ」

と拒絕した、職工側は口を緘して引揚げ賃行委員の事務所に充てられた四貫島の賀川炭店に集合協議の結果工場への要求は一先づ切上げ住友總本店へ直接詰寄る事とした、十八日午後一時七名の賃行委員は新要求を提げ自働車で北濱の住友總本店に乘り込んだ、總本店では山下理事が面會し

「會社は最早第一回の回答案以上の案を捻出する事が出來ぬから此上は今後現はれて來る住友の誠意に信賴して戴きたい」

との意味を述べ明白に刎ね付けたので委員も斷念して要求書は提出せず會見三時間の長きに亙つて引揚げた、

◎臨時休業より今日迄

前述の如く數日に亙る交涉の模樣を其都度全職工千二百余名に報告し且つ演說會を開き會社側の非を鳴らした爲め全職工は資本家の橫暴を唱へ反抗心は漸次絕頂に達するに至り工場に於ける怠業狀態は益々險惡の度を加へた、茲に於てか此際整理の必要と彼等の反省を促す爲め十九日日曜明あけの二十日より廿二迄三日の臨時休業をなすべく六月十八日附を以て各職工に通知を發し、次で「休業中に就業の申込みをなさぬ者は當所で働く氣のない者と見做す」旨の通知を發し返信の「はがき」を添へて職工の切り崩しに掛つた、一方職工委員側では出勤簿を作り毎日捺印せしめ、來らざる者は家庭訪問をなし演說に示威運動に益々其結束を固くし廿三日の休業明けの日は委員側は工場附近に見張りをなし一人も工場に容れしめず全く罷業狀態となり今日に至つたのである。

◎組長會の調停案

職長組長約六十名は最初より此の協議に預り居らず要求條項に就ても余り滿足とせなかつたが平職工側の結束固く之れに反抗するも却つて事面倒なりとの考へより罷業資金を徵收する儘に一同より百五十圓（一人約三圓）を寄附的に出して「當工場罷業中は全職工と行動を同一にする事」の決議をしたのであつたが爭議の進行するに從ひ賃行委員の遣り方に嫌らず傍觀するに忍びざるものがあつて臨時休業中の廿、廿一日の兩日に亙り組長會を開き鳩首凝議の結果一の調停案を捻出すると共に廿二日左の決議を發表するに至つた

「事業の前途と多數職工の幸福を慮り且つ穩健着實を旨とする吾人の主張と賃行委員の主義主張と合致せざるを以て吾人は遺憾乍ら爾今之と行動を共にする事能はざる旨を聲明す」

大正十年六月廿二日　組長會

而して調停案とは今後三ヶ年に亙る組長職長五十八名の毎定期（每年二回）昇給、定例休暇日中の給料、期末賞與金の三者より得る收入概算三萬一千余圓を拋り出し、會社にして讓歩出來ざる際は右の三萬圓を平職工に分配方を會社に任せ、若し會社にして兩者共葬り去らんとする時は組長職長は連袂辭職し其の解雇手當は全部平職工に頒つに依り、要求條件の一切を組長會に一任して全職工は會社に出勤せよと云ふのである、此の調停案を廿二日組長會に於て滿場一致で決定するや直に手分けして會社側、委員側幷に警察側の三方面に交涉を始めた、警察側は加々美特高課長と會見したるに同氏は斯る例は西洋の勞働史上にも見ざる所であつて是非成功して新記錄を作れと大いに激勵する所があり、會社側でも其厚意を謝し略諒解を得たのであるが獨り委員側のみは之れを逆に取り會社側に買收せられたるものなりとして取り合はなかつたのは甚だ惜しむべき事である。

發行兼編輯印刷人　大阪市北區上福島中四丁目二四三　前田虎治
發行所　大阪府豐能郡池田町三一七三ノ一　工業之世界社